

# 単位民児協運営の手引き【令和4年3月版】

## 正誤表

標記冊子 184～185 ページ「こども家庭庁の設置と民生委員・児童委員制度」に掲載の児童福祉法改正案の条文について、下記の通り誤りがありました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

正誤箇所	正
185 ページ 図表〈児童福祉法改正案〉	第 <u>18</u> 条の 2 の 2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たっては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。 (新設)

※「第 28 条の 2 の 2」ではなく、「第 18 条の 2 の 2」が正しい

誤
第 <u>28</u> 条の 2 の 2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たっては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。 (新設)

なお、全民児連ホームページに掲載している冊子データ(pdf)は修正済みです。

全民児連ホームページ

- > 民生委員・児童委員／民児協関係者 専用ページ (mj ASSIST)
- > 3. 委員活動に関する手引き等 (PDF)
  - > (1)民児協活動に関する手引き
    - > ①単位民児協運営の手引き【令和4年3月版】